

令和5年経営事項審査申請の手引（令和5年1月1日以降の申請対応版） の補足について

■ 補足箇所

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況〔項番54〕に関する記入要領について、以下のとおり補足します。

※本項目は令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から対象となります。

記入要領及び加点・減点の要件

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、下記①及び②の措置が実施されている場合は、様式第6号に掲げる「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」を提出することにより加点される。

- ①建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）において現場契約情報の作成及び登録がなされていること。
- ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUSに就業履歴を蓄積できる体制を整備していること。

対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で①及び②の措置が実施されている場合は「1」を、対象工事のうち、全ての公共工事で①及び②の措置が実施されている場合は「2」を、いずれも該当しない場合は「3」を記入すること。

※対象となる建設工事：日本国内以外の工事、建設業法施行令で定める軽微な工事（請負代金額500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円）の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建築する工事）、災害応急工事（災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策）を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

※直接入力によらない方法：就業履歴データ登録標準API連携認定システム

（<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>）をCCUSと連携し、審査対象建設工事に従事する者が自身の就業履歴を蓄積するにあたって支障のない範囲内に対応するカードリーダー等の就業履歴蓄積装置を配置、利用方法を周知すること。

指定審査確認書類等

【指定審査前に提出する書類】

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）

（注）審査基準日以前1年のうちに対象となる工事が1件もない場合については、加点对象となりません。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の（十）に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

	<p>建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者であり、かつ審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数を記載する。</p> <p>「控除対象者数」の欄は、技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分（レベル4）に該当するとされた者の数を記載する。</p>	<p>【現地審査で確認する書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 恒常的な雇用を証明する書類の提示
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</p> <p>〔項番51〕</p>	<p>審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。</p>	<p>「基準適合一般事業主認定通知書」等、各認定を取得していることを証する書面（写し）の提示</p> <p>（注）認証範囲に建設業が含まれない場合や認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は、加点対象となりません。</p>
<p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</p> <p>〔項番52〕</p>	<p>審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。</p>	
<p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</p> <p>〔項番53〕</p>	<p>審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。</p>	
<p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</p> <p>〔項番54〕</p>	<p>審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について適用となりますので、詳細については別途ご案内します。</p>	